

【資料】

フランス民法典の草案 二二

村 井 衡 平

カンパセレス第三草案につづいて姿を見せるのが、ここに
とり上げる「ジャックミノ草案」である。共和暦八年霧月
十八日（一七九九年十一月九日）にいたり、ナポレオンは二
人の執政官と計ってクーデタを実行し、執政官政府を倒して
仮政府（*Commission consulaire executif*）を組織した。そ
して、元老院、および五百人院から各二十五名の委員を選出
して、それぞれ委員会を組織させた。二つの委員会は各部会
に分れたが、民法典の編纂については、元老院の委員会の内
に五名の委員で組織される「民法典部会」（*Section du Code
Civil*）、五百人院の委員会にジャックミノ（*Jacqueminot*）
を含む八名の委員から成る「立法・民法典ならびに治安部
会」（*Section de législation, Code Civil et Police*）が設け

られていた。そして、同年霜月十五日（十二月六日）にす
でに完成している草案を提出するように命じられ、ついで二十
五日（十二月十六日）には、残りの全部を未完のものも含め
て提出すべく命じられた。そこで、共和暦八年霜月三十日
（一七九九年十二月二十一日）にいたり、ジャックミノは
立法部会の名で五百人院の委員会に提出した。これが「ジャ
ックミノ草案」とよばれるものである。草案は婚姻、成年
および禁治産、未成年、後見および親権解除、生前および死
因贈与、相続、配偶者の権利の八章から成っている。本稿で
はとりあえず、このうち、前の四章のみを紹介する。

民法典草案

第一章 婚姻

第一節 総則

第一条 法は、婚姻をその民事的かつ政治的な関係についてのみ、考慮する。

第二条 婚姻は、性を異にする二人の間に形成された契約であり、その期間は、彼等の意思によれば、彼等のうちの一人の生存中である。この契約は、それにもかかわらず、配偶者の一方の死亡前に、法によって定められた場合または原因により、解消されることができる。

第二節 婚姻を締結するために必要な資格および条件

第三条 男は満十五才、女は満十三才にならなければ、婚姻することができない。

第四条 婚姻は、夫婦双方が自由かつ明白に合意を与えたものでなければ、効力をもたない。合意は、

① それが誘拐者に与えられたとき（ただし、誘拐された人が完全な自由を回復したのちに与えられた場合は、この限りでない）。

② 夫婦の一方が、意思を強く威嚇することの可能な暴力に屈したとき、

③ 婚姻の意思をもった当事者の一方が人違いをしてい
たとき、——
自由でない。

第五条 心神喪失または躁暴性精神病を理由とする禁治産者は、婚姻を締結することができない。

第六条 生来の聾者および啞者は、以下に定められる方式に従い、彼等がその意思を表示することができる旨を証明されるときに限って、婚姻することができる。

第七条 最初の婚姻の適法な解消以前に、第二の婚姻を締結することができない。

第八条 公権剝奪の有罪判決をうけたすべての人は、欠席被告の弁明のために与えられる期間中であっても、婚姻を締結することができない。

第九条 子は、満十五才に達するまで、彼等の父および母の同意がなければ、婚姻を締結することができない。意見が

相違するときは、父の同意で足りる。

第十条 二人のうちどちらかが死亡し、または意思を表示することができない場合は、残りの一方が第二の婚姻を締結しているときでも、その同意で足りる。

第十一条 しかしながら、彼が離婚後に第二の婚姻を締結したときは、さきに定められた年令に達しない子の婚姻に与えられる同意に関して考慮するため、親族が適法に召集される。

第十二条 父および母が死亡し、または二人とも彼等の意思を表示できないときは、祖父および祖母がこれに代わる。

彼等の間に意見が相違するとき、議決権の過半数が同意をもたらず。議決同数のとき、親族会によって裁決される。

第十三条 父、母、祖母ともになく、または彼等全員が意思を表示することができないとき、十五才未満の未成年者は、適法に召集された親族の同意を求めたのちでなければ、婚姻することができない。

第十四条 親族が同意を拒否するとき、三カ月間、執行が猶予され、この期間経過後、親族は再び集会しなければならぬ。そして、親族がその拒否を固執し、また、同意を求めた人がその意思を変えず、かつ満二十一才に達したとき、

彼は、親族会による二回の議事録ののち、婚姻に進む。

前記の二つの場合に、親族は、召集の日から三カ月以内に意見を述べなければならぬ。

第十五条 適法に認知された非嫡出子であり、まだ二十才に達しない人は、彼の父および母または彼等のうちの生存者の同意がなければ、婚姻することができない。

第十六条 婚姻は、すべての直系尊属と直系卑属の間、および彼等相互の間、さらに前記の尊属と彼等の卑属の夫または妻との間でも、同様に禁止される。

次の場合も同様である。

① 養子と養父および養母の間、または養子と養親の卑属との間。たとえ養子縁組が明白に放棄されるときでも、養親の卑属または妻と養子の間も同じ。

② 非嫡出子または彼の卑属の夫または妻との間。非嫡出子または彼等の卑属の夫または妻との間も同じ。

第十七条 傍系において、婚姻は、同父母にせよ、異父母にせよ、異父にせよ、兄弟および姉妹の間で禁止される。

嫡出の男と、同じ父または母によって婚姻外に生れた女との間、および彼等相互の間、

同じ父または同じ母によって婚姻外に生れた二人の子の

問、

たとえ婚姻のときより五年を経過し、養子縁組が明白に放棄されたとしても、養子と、養父または養母の嫡出子または非嫡出子との間、でも同じである。

第十八条 臨終になされる婚姻は、民事上の効力をもたない。それは、夫婦の一方が挙式のとときに病気に冒され、その後、二十日以内に死亡したものとみなされる。

第十九条 罰または違約金として、一定の金額を支払うべき条項をとまらざるすべての婚約は、損害賠償が正当であると判断される限度においてのみ、拘束力をもつ。

第三節 婚姻の挙式に関する形式について

第二十条 婚姻は、公けに、かつ、法によって定められた方式に従って挙式されたものでなければ、無効である。

第二十一条 婚姻は、夫婦のどちらかが住所をもつコンミュニオンにおいてのみ、有効に挙式されることができる。

この住所は、婚姻については、同一のコンミュニオン内に継続して六カ月、居住することによって獲得し、かつ定められる。

第二十二条 未成年者の住所は、彼の父のそれ、父が死亡しているときは、母のそれであり、父母ともになければ、彼の後見人のそれである。

未成年者の婚姻は、それにもかかわらず、六カ月間継続して居住することによって住所を獲得したコンミュニオンにおいて、未成年者の婚姻のために定められた他の条件および方式を遵守する限り、挙式されることができる。

第二十三条 婚姻の挙式に先立って、二回の公告が行われなければならない。

最初と第二回目との間に、完全な十日間の中間期間がおかれる。

第二十四条 公告は、契約当事者の各自または彼等の一方が六カ月以来、居住しているコンミュニオンおよび彼等がそこを去つたにせよ、彼等がそこに最初の住所を保持したにせよ、彼等各自が以前に住所をもっていたコンミュニオンにおいて行われる。

契約当事者の双方または一方が二十五才に達していない場合に、二回の公告は父の住所、父のないときは母の住所、父母ともになくときは祖父または祖母の住所において、行われる。

第二十五条 婚姻は、文官の面前において、第一章の規定に従って、挙式される。

第四節 婚姻に対する異議

第二十六条 父および母、彼等のないときは祖父または祖母は、彼等の子および卑属の婚姻に異議を申し立てることができる。

第二十七条 当事者の一方と婚姻している人もまた同様に、婚姻に対する異議を申し立てることができる。

第二十八条 おじまたはおば、兄弟または姉妹、同祖父母の従兄弟または従姉妹は、第十三条によって要求される親族の同意が得られるか、または第十四条によって補われないときに限って、異議を申し立てることができる。

第二十九条 すべての異議者は、婚姻が挙式されなければならない地に、住所を選定しなければならない。

異議は、当事者に対し、彼等自身または住所に送達されなければならない。それは、婚姻を挙式する義務を負う文官に通知されなければならない。

第三十条 婚姻が挙式されなければならない地の治安判事は、

十日以内に、異議が受理されるかどうか、決定する。

控訴裁判官は、一カ月以内に宣告する。

第三十一条 異議が却下されるとき、尊属以外の異議者は、損害賠償を支払うよう宣告されることができる。

第五節 婚姻無効の申立

第三十二条 夫婦の双方または一方は、第三条、第四条、第七条および第八条に違反して締結されたとき、彼等の婚姻の無効を申し立てることができる。

第三十三条 第三条の場合において、妻が十三才以前に懐胎したとき、婚姻無効の申立は受理されない。

第三十四条 夫婦双方は、また、第三条および第四条・②および③の場合において、無効を申し立てる時に生存する子のあるとき、または子がなくとも、夫婦が五年以上同居しているとき、受理されない。

第三十五条 父および母、祖父または祖母は、婚姻に対する彼等の同意が法によって要求されるとき、この同意なしに挙式された婚姻の無効を申し立てることができる。

彼等は、また、婚姻が第五条、第六条、第七条、第八条、

第十六条、第十七条に違反して締結された場合に、彼等の同意が必要でなかったとき、および同意が与えられなかったときでも、申し立てることができる。

彼等は、また、第三条の場合において、彼等に共通して宣言される第三十三条および第三十四条による例外のもとにおいて、申し立てることができる。

第三十六条 直系または傍系の相続人は、両親のある配偶者の生存中、婚姻の無効を告訴しても、受理されない。また、彼等は、この配偶者の死亡した場合に、彼等が私的な利害関係をもち、かつ、婚姻が第五条、第六条、第七条、第八条、第十六条および第十七条に違反して締結されたときに限って、告訴することができる。

第三十七条 無効は、第五条、第六条、第七条、第八条、第十六条および第十七条自体に違反しているとき、検察官の職務を行う公務員によって、申し立てられることができる。第三十八条 無効と宣言された婚姻は、夫婦双方が悪意でそれを締結したとき、いかなる民事上の効力も生じない。

それから産まれた子は、婚姻外に産まれたものとみなさ
れ、かつ、認知された非嫡出子としての権利のみをもつ。

夫婦に関して、婚姻の無効は、法または合意によって

引き起される贈与および利益の無効をもたらす。妻は、彼女の嫁資および法定または協議上の共通財産による利益に
関する彼女の分け前の返還を請求する権利のみをもつ。

第三十九条 無効と宣言された婚姻が、障碍を無視するにつ
いて正当な事由をもつ夫婦双方の善意によって締結された
とき、それは、夫婦二人に対しても、該婚姻より産まれた
子に対しても、すべての民事上の効力をもつ。

第四十条 夫婦の一方の側のみが善意であるとき、婚姻は、
この配偶者および該婚姻より産まれた子の利益のためにの
み、民事上の効力を生じる。

第四十一条 無効の婚姻は、定められた方式を守らなかった
という理由のみで宣言されたとき、この方式に従って新た
に締結されることができる。

この場合において、第二の婚姻は、直接に第三者の既得
権を害することなく、夫婦および子に関して、最初の婚姻
を有効とする。

第六節 婚姻より生じる義務およびその民事上の効力

第四十二条 夫婦は、婚姻の事実のみにより、彼等の子の哺

育・扶養・教育および定業について、共同して義務を負う旨を契約する。

第四十三条 相互的に、子は、それを必要とする彼等の父および母に、扶養料を支払う義務を負う。

第四十四条 扶養料は、それを要求する人の必要の程度およびそれを支払う人の資力に応じてのみ、与えられる。

第四十五条 扶養料を支払うことのできない人は、彼の収入および労働が同等の扶助を与えるに充分であるとき、彼が扶養料を支払うべき人を彼の住居に引き取り、哺育し、扶養する。

第四十六条 扶養料を支払うべき義務を負わされている人は、彼がもはやその全部または一部を与えることができない状況に落ち入るとき、減額を請求し、免除さえも求めることができる。

第四十七条 夫婦は、また、婚姻の事実のみにより、彼等の子の各自に彼等の財産の一部を残す義務を連帯して契約する。それは、法によって定められる。

第四十八条 婚姻は、父および母に、彼等から産まれた子に關して、第一章によって定められる権力を与える。

第四十九条 妻は、夫が従っている民事法に従う。

第五十条 有効に締結された婚姻は、自由に関係をもつ両配偶者より産まれた子が、婚姻前に彼等によって適法に認知されたとき、当然に嫡出子となる。

第五十一条 婚姻前に産まれ、認知されない子は、彼等が準式証書の中で認知されたときに限って、嫡出子とされる。

第五十二条 婚姻前に産まれた前示の子が卑屬を残して死亡するとき、卑屬は、前記の二つの場合に、爾後の婚姻が彼等の父の死亡後であっても、同様に嫡出子とされる。

第五十三条 爾後の婚姻は、姦通によって産まれた子を嫡出子としない。

第五十四条 その間に子が産まれた婚姻が無効と宣言されたときでも、子は、姦通によって産まれたものではない。

第五十五条 内縁関係にあった二人の間で、臨終に當って締結された婚姻は、該婚姻前に産まれた子を嫡出子とする。ことはない。この子は、適法に認知される限り、婚姻外に産まれた子に与えられる権利を主張することができる。

第七節 夫の権利

第五十六条 夫は、そこに居住するのが適當と判断するとこ

るに、それがどこであっても、妻が従うように強制する権利をもつ。

夫が大陸の土地または共和国の植民地を離れることを望む場合に、彼が政府によって外国に派遣され、駐在を要求されるときでない限り、彼は、妻がそれに従うよう強制することができない。

第五十七条 妻は、彼女が公の商人であり、財産が共有でも別産でもないときでさえ、夫の立合なしに裁判に出廷することができない。妻が刑事事件または軽罪で訴追されているとき、夫の立合は必要でない。

第五十八条 財産が共有でも別産でもない妻は、同様に、夫の文書による同意または行為についての協力がないうち、贈与し、譲渡し、相続または贈与を承諾することができない。

夫の同意は、行為のあとでも、それを有効とするに足りる。

第五十九条 夫が協力を拒否するとき、判事は、妻に、裁判に出廷することを許可することができる。

夫が行為に対する彼の同意または承認を拒否するとき、妻は、彼を判事の面前に召喚させる権利をもち、判事は夫

を審訊し、または彼を正式に呼び出したのち、原因を熟知したうへ、許可を与えることができる。

第六十条 妻は、彼女が公の商人であるとき、夫の同意なしに、取引に関して義務を負うことができる。また、その場合に、彼女は、彼等の間に共通財産があるとき、夫にも義務を負わせる。

妻は、夫が加わる取引に限って義務を負うとき、公の商人とはみなされない。しかし、彼女が夫とは全く別個の取引をする場合に限って、公の商人とみなされる。

第六十一条 夫が準死をもたらす有罪判決をうけ、かつ、欠席判決であったとき、妻は未成年者であっても、欠席判決について、弁明するために定められた期間中、判事によって許可されたのちでなければ、裁判に出廷することができない。

夫の有罪判決が確定するとき、成年者たる妻は、判事の許可を得る必要はない。

第六十二条 夫が精神錯乱を理由に禁治産の宣告をうけ、または不在者であるとき、判事は理由を熟知したうへ、裁判に出廷するためにせよ、契約するためにせよ、妻に許可を与えることができる。

第六十三条 すべての許可は、一般に、夫婦財産契約によつて定められたものでさへ、妻の財産に關してのみ有効であり、該財産の譲渡に關しては、効力がない。

第六十四条 妻が未成年者であるとき、裁判に出廷するためせよ、契約するためにせよ、判事の許可は妻にとつて必要である。

第六十五条 裁判に夫の立合のないこと、行為に夫の同意のないこと、または判事の補充的な許可のないことを理由とする無効に對し、妻、夫または彼等の相続人に限つて、異議を申し立てることができる。

第六十六条 妻は、夫の同意もなく、立合もなしに、遺言をすることができぬ。

第八節 婚姻の解消

第六十七条 婚姻は、

- ① 夫婦の一方の死亡により、
- ② 適法に言渡された離婚により、
- ③ 夫婦の一方を公権剝奪の刑罰に処する有罪判決または判決確定により、

解消する。

第九節 再婚

第六十八条 人は、先の婚姻が適法に解消されたのに引き続き、かつ、その後、いくつかの婚姻を締結することができる。

第六十九条 妻は、先の婚姻の解消から滿一年後でなければ、新たな婚姻を締結することができない。

第七十条 再婚およびその後の婚姻は、最初のそれと同じ民事上の効力をもつ。

それらは、夫および妻に同等の権利を与える。それらは、夫および妻の間、父および母の間、そして子の中に、同様の相互的な義務を生じさせる。

第七十一条 それにもかかわらず、それらは、彼等が再婚またはその後の婚姻をした女性により、彼等の前婚の間に産まれた子を嫡出子とすることはない。ただし、その間にこの子が懐胎された婚姻が無効と宣告された場合は、この限りでない。

第十節 夫婦の権利

(注意)

本節は、まだ確定的に取り決められていない。多分、他の章のもとに置かれるであろう。

第二章 成年者および禁治産

第一節 成年者

第一条 成年は、満二十一才と定められる。

第二条 成年者は、私生活におけるすべての行為をすることができる。ただし、十五才以前には、婚姻の章に定められるところに従う限りにおいて、婚姻を締結することができる。

第三条 禁治産により、または自由意思で保佐人に従うことにより、この能力を失う。

第二節 禁治産

第四条 心神耗弱、精神錯乱または乱心の常況にある人は、禁治産が宣告されなければならない。

第五条 すべての親族は、禁治産の請求をすることができる。夫婦の一方は、また、他方に関して、この請求をすることができる。

第六条 配偶者または親族が行わないとき、禁治産は、住所のカントンの市町村行政部付の政府委員によって請求されなければならない。

第七条 請求は、禁治産が訴えられる人の住所の民事裁判所に対して、第一審として提起される。

第八条 裁判所は、禁治産宣告の請求されている人の状況について、親族会が意見をのべるよう命令する。

第九条 親族会は、後見の章に定められる方式に従って、構成される。

第十条 禁治産を請求した人は、親族会に出席し、理由を説明することが許される。しかし、彼等は、そこで採決権をもたない。

禁治産を請求された人の配偶者は、親族会に出席し、かつ、そこで採決権をもつ。ただし、彼自身、禁治産を請求されているときは、この限りでない。

第十一条 精神錯乱の事實は、文書で列挙される。禁治産を提訴する人は、証人および資料を提出する。

第十二条 証人訊問に先立ち、被告が訊問をうけ、かつ、検査され、また証人は、裁判長もしくは民事裁判所の判事の中で指名された受命判事により、同様に裁判所で指名された他の二人の判事の面前において、審訊される。

被告は、証人訊問のうち、再び訊問をうけ、検査される。この訊問および検査は、裁判所がそれを必要と判断するとき、反覆される。

訊問および検査ならびに証人訊問は、評議室において行われる。証人の訊問および供述について、書面による供述調書が作成される。

判決は、訊問および裁判所付きの政府委員の意見を聞いたのでなければ、言渡されることができない。

第十三条 禁治産の請求されている人が、重大な差支えのため裁判所におもむくことができないとき、訊問および検査は、裁判所の判事の中で引き受けた受命判事または裁判所によって指名された受命判事によって行われる。この受命判事は、裁判所の書記または書記補とともに、被告の住所におもむく。

この受命判事は、郡の治安判事および彼の陪席判事一人により、または該判事の二人の陪席判事によって、援助されなければならない。

第十四条 最初の訊問および検査のうち、裁判所は、動産の保存、不動産の管理に必要な場合、被告の財産の仮の管理人を任命する。

第十五条 禁治産の判決に対する控訴は、自己の不利に言渡された人によってのみ、提起されることができる。なにびとも、禁治産の請求を棄却する判決に対し、控訴を提起することができない。

第十六条 禁治産を宣告するすべての判決は、控訴にもかかわらず、仮に執行される。

判決が言渡された日から起算して十日以内に、下記第二十条に定められる方式に従い、民事裁判所付きの政府委員によって、公告されなければならない。

第十七条 控訴の場合、それを受理する裁判所は、申立があれば、禁治産が提起されている人について、新たな訊問と検査を行うことができる。

第十八条 禁治産訴訟の被告が、重大な差支えのため、控訴裁判所の面前におもむくことができないとき、裁判所は、

禁治産が提起されている人の住所に最も近く、控訴が提起されている判決を言渡した裁判所以外の第一審の民事裁判所に、受託裁判事務を依頼する。

依頼された裁判所は、第十三条によって定められる方式に従い、訊問および検査を行うための受命判事を任命する。調書の原本は、受命判事を任命した裁判所の書記課に留められる。また、この裁判所の書記によって、謄本が交付される。

第十九条 前条および第十三条の規定の場合において、移送の費用は受命判事が裁決し、署名した報告書にもとづいて、禁治産を提起されている人によって前払いされ、書記またはその使用人に支払われる。ただし、禁治産が言渡されるとき、禁治産者の財産に償還を請求することは、この限りでない。

禁治産が政府委員のみによって請求されたとき、移送の費用は、裁判所のある地の登録税の收入官吏によって、前払いされる。ただし、この禁治産が宣告されるとき、禁治産が請求されている人の財産に対する償還については、この限りでない。

第二十条 各市町村役場には、市町村内に居住する人に対し

て宣告された禁治産の判決を記載するための掲示板が設けられる。

各公証人の事務室には、公証人が証書を作成する権利をもつ、市町村内に居住する市民に対して宣告された禁治産の判決の記載をうけるため、同様の掲示板が設けられる。

この掲示板は、四つの欄に分けられる。第一は判決が言渡される人の氏名、第二は彼の住所、第三は第一審の判決の記載、第四は控訴にもとづいて第一審を容認または棄却する判決の記載をそれぞれ含んでいる。

政府委員は、判決が言渡された日から起算して十日以内に、その謄本を禁治産者の住所の市町村吏員ならびに公証人に告知しなければならない。これら各自は、該判決を先に示された掲示板に記載しなければならない。違反に対しては、損害賠償の責を負わされる。

第二十一条 一度、棄却された禁治産の請求は、新たな事実にもとづいて主張されなければ、もはや行われることができない。

第二十二条 禁治産は、その請求を提起した日から効力を生じる。

第二十三条 禁治産の請求とそれを言渡す終局判決との間に、

禁治産者によってなされたすべての行為は、無効である。

第二十四条 以前の行為は、手続の原因が、争われている行為がなされたときに存在し、その手続にもとづいて禁治産が言渡されるときに限って、無効とされる。

第二十五条 禁治産者の死亡後においては、彼によってなされた行為は、死亡前に禁治産の請求または宣告があったときでなければ、精神錯乱を理由に攻撃されることはできない。

第二十六条 禁治産を宣告する判決に対する控訴が提起されるべき期間が経過したときから起算して一カ月以内に、または一カ月以内に控訴が提起されたときは、終局判決から起算して一カ月以内に、禁治産を提起した人の申立にもとづいて召集される親族会は、禁治産者のために後見人および後見監督人を任命する。

第二十七条 この任命は、後見の任命と同じ方式によって行われる。

後見の任命後、仮の管理人は、彼が後見人でないとき、その職務を終了し、かつ、後見人に報告しなければならない。

第二十八条 禁治産宣告をうけた妻は、当然に、夫の後見のもとにおかれる。しかしながら、親族会により、後見監督

人が任命されなければならない。後見監督人は、妻の利益が夫のそれと相反するとき、すべての行為について、禁治産者たる配偶者を代理し、または配偶者とともに検証されなければならない。

第二十九条 妻は、夫の後見人に選任されることができる。

この場合において、親族会は、夫婦各自の権利を定める夫婦財産契約に完全に従い、共通財産の解消および分配を要求するについて妻に与えられる権能を害することなく、管理が妻に与えられる方式および条件を定める。

親族会の取り決めによって利益を害された妻は、夫の住所の第一審裁判所に、その回復を請求するため、上訴することができる。

第三十条 夫の禁治産を理由に離婚を請求する妻は、夫の財産管理人に選任されることができない。

第三十一条 夫婦の一方に対する他方、直系卑属に対する直系尊属および直系尊属に対する直系卑属を除いて、なにもとも十年以上、禁治産者の後見人に留まることができない。

この期間の経過後、後見人は交替を請求することができる。

第三十二条 禁治産者は、彼の身上および財産について、未成年者と同視される。財産の管理方法、後見の免除、除斥

または免職および計算書の提示に関する未成年者の後見のための規定は、禁治産者の後見のために行われる。

第三十三条 禁治産者の子の婚姻が問題となるとき、嫁資または相続財産の先渡しは、親族会によって定められる。

第三十四条 禁治産者が冒された病気の性質により、かつ、財産の状況に従い、親族会は、禁治産者が彼の住所において治療をうけ、または精神病院に収容され、もしくは病院に入れられることを命令することができる。

第三十五条 禁治産者の収益は、とくに彼の運命を和らげ、かつ、回復を促進するために使用されなければならない。

第三十六条 カントンの主たる行政部の長およびこの行政部付きの政府委員は、前条の執行を監督する責を負わされる。このために、彼は、三カ月毎に郡内の禁治産者を訪問し、

または彼等を代理する後見人に命令しなければならない。

第三十七条 敗訴するすべての禁治産請求者は、それが私慾または偏見のみによってされるとき、損害賠償の責を負わなければならない。

第三十八条 禁治産宣告は、その原因とともに終了する。しかしながら、禁治産者は、禁治産宣告の取消を言渡す終局判決後でなければ、その権利の行使を回復することができ

ない。

第三十九条 取消は、禁治産宣告と同様の方式によってのみ、言渡されることができる。

第四十条 禁治産宣告を挑発することは、後見解除を得ていない未成年者に対しては、許されない。それは、後見解除された未成年者に対して行われる。後見解除のときに選任されていた動産訴訟における財産管理人は、禁治産宣告の請求に対する防禦のため、彼を援助する。

第三節 任意保佐人

第四十一条 彼の理性の使用をすべて失ってはいないが、しかしながら、精神薄弱および生来の能力が原因となり、不意に困難な事態にさらされ、かつ、彼および彼の子を破滅に導く行為を強いられる恐れのあるすべての人は、彼の居住する郡内の第一審民事裁判所に対し、彼のために保佐人を選任するよう請求し、かつ、獲得することができる。保佐人の援助がないとき、彼は、不動産を譲渡し、抵当権を含むいかなる義務を契約することもできない。

第四十二条 成年者に任意保佐人を付与する判決は、保佐人

が請求された民事裁判所付きの政府委員による審訊ののちでなければ、言渡されることできない。

この保佐人を選任する判決は、禁治産宣告の判決の付記を含める目的をもち、かつ前記第二十条に記述されたと同じ掲示板に抄本によって記載されなければならない。

第三章 未成年者、後見、後見解除

第一節 未成年者

第一条 未成年者は、まだ二十一才に達しないものである。

第二条 未成年は、二つの段階に分れる。

第一の段階として、彼自身で行為し、かつ、財産を管理することが完全に不可能と考えられる未成年者は、後見人の監護および監督のもとにおかれる。

第二の段階として、彼は、財産の単純なる管理を回復し、かつ、財産管理人の援助によってのみ、それ以上のことをすることができぬ。

第二節 後見

総則

第一条 後見には、四種類ある。

父母による生来の後見、

父または母によって付与される後見、

他の尊属の法定後見、

親族会によって付与される後見。

第二条 生来の後見は、当然に行われ、かつ、計算の責任を負い、すべて他の後見は、親族会によって承認されなければならないし、かつ、計算の責任を負う。

(一) 生来の後見

第三条 夫婦の一方の死亡による婚姻後、未成年であり、かつ親権解除されていない子は、子の身上を世話し、彼等の財産およびそれによる収入を管理し、そこから彼等の養育および教育の費用を支給する責任のみをもつ、生存する父または母の監護のもとにおかれる。

第四条 しかしながら、その後、相続、贈与または他の方法

により、子にならかの財産が無い込むとき、父または母は、親権の章の第十四条により、婚姻の間つねに彼等に負わされると同様の責任のもとにおいてのみ、その財産による収入を使用・収益する権利をもつ。

離婚による婚姻解消の場合、この使用・収益権は、そのために召集される親族会が子の財産の管理を付与するのが便宜であると判断する夫婦の一方に帰属する。

第五条 生来の後見人は、財産目録および後見監督人の選任の手續をとらなければならない。

第六条 夫の死亡の場合、妻が妊娠しているときは、産まれる子のために監護者が選任され、夫の死亡後に出生するとき、彼は、当然に後見監督人である。

第七条 母は、後見を引き受ける義務を負わされない。彼女は、しかしながら、後見人を選任させるまで、その義務を履行しなければならない。

第八条 父が再婚を望むとき、婚姻証明書に先立ち、親族会が召集されなければならない。親族会は、後見が彼に留保されるべきかどうかを決定する。

母についても、同様である。

第九条 父が前条によって課せられた義務を履行しないとき、

当然に、彼の未成年の子の財産の使用・収益権を奪われ、かつ、彼の再婚の挙式の日から計算をしなければならない。第十条 同様の義務を履行せずに再婚するのが妻である場合は、後見は、彼女に留保されることができず、かつ、新しい夫は、婚姻証明書の日から、管理について連帯して責任を負わされる。

第十一条 親族会は、第八条によって定められる義務を履行したのち再婚する母に、管理について連帯して責任を負う第二の夫を共同後見人として付与するときに限って、後見を留保することができる。

第十二条 親族会によって父に後見が留保されるとき、未成年の子の財産の使用・収益権を奪われる。

母についても、同様である。

(二) 父または母によって付与される後見

第十三条 直系尊属のない場合において、父母のうち最後に死亡する人は、後見人を選定する権利をもつ。

この選定は、拒否する正当な原因のないかぎり、親族会によって承認されなければならない。

第十四条 父母のうちの生存者は、終意行為により、または彼の住所の治安判事もしくは公証人の面前において、二人の証人の出席のもとになされた申立によつてのみ、後見人を選定することができる。

第十五条 この申立は、治安判事、彼の書記官、申立人、公証人および二人の証人によつて署名され、これを欠くときは、無効である。申立人が署名を知らないときは、その旨を付記され、署名できないときは、その原因が記述される。第十六条 選定された後見人は、他の後見人の選定によつて黙示に、夫または前記の方式の一つでなされる申立によつて明示に、免職させられることができる。

第十七条 父または母によつて選定された後見人は、親族会が後見を付託することのできる階級に属さないとき、後見を引き受ける義務を負わされない。

(三) 法定後見

第十八条 未成年の子に父も母もないとき、親族会は、最近親の直系尊属に後見を付託しなければならぬ。

同じ親等の二人の直系尊属が競合し、かつ、性がちがう

フランス民法典の草案 [一一]

とき、後見は男性に付託される。

同じ親等の数人の直系尊属が競合し、かつ、性が同じとき、親族会は、後見を付託されるのは誰れかを決定する。

第十九条 前記第八条は、男性および女性の後見人たる直系尊属に共通であり、かつ、そこに含まれる規定に従うことなく再婚するときは、彼は後見を奪われる。また、彼の代りに選定された後見人もしくは検察官の職務を行う人の請求により、彼は、未成年者の利益のために適当と判断される損害賠償の責任を負わされる。

第二十条 第十一条は、再婚する祖先に共通である。

第二十一条 第七条は、祖母にも共通である。

(四) 親族会によつて付与される後見

第二十二条 未成年者に生来の後見人も、法定後見人も、父または母によつて選定され、親族会によつて承認された後見人もないときは、後見は、以下の方式に従つて付与される。

第二十三条 未成年者の住所の治安判事の郡内にある未成年者のすべての親族は、おそくとも十日以内に、後見人を選

(五二七)二二

定する目的で、親族会の会議の召集を申請しなければならぬ。

第二十四条 後見人の選定を申請した親族が欠席するとき、

彼等は、未成年者が蒙る損害について責任を負う。

この責任は、彼等の親等の最も近い順に、前示の親族に對して課せられる。したがって、親等の最も遠い親族は、親等の先行する親族の支払不能の場合に限って、責任を負う。

責任は、親等の同じ親族の間に連帯するものではない。

第二十五条 この責任に由来する訴権は、選定後に後見人により、または未成年者が成年に達したときから起算して一年以内に、行使されることができぬ。

この期間後は、訴権は時効によって消滅する。

第二十六条 すべての人は、治安判事に対し、後見人の選定の原因となる死亡を申告することができる。

この申告にもとづき、かつ、治安判事が事実について得たものが何であるにせよ、認識にもとづいて、彼は職権により、親族会を召集することができ、かつ未成年者の利益のために必要であると判断するとき、仮に封印標目を付さなければならぬ。

第二十七条 親族会を召集する人は、治安判事から場所、日時および目的を示す通告書をうけとる。

彼は、通告書を会議開催の五日以前に、未成年者の住所より六万メートルはなれた所に住む五親等までを含めて、父方および母方のすべての血族および姻族に通達させる。

通達は、その人自身または住所になされなければならぬ。

治安判事が、未成年者には六万メートル以上はなれた所に住所をもち、または居住している直系尊族、叔父または兄弟姉妹があることを知っており、後見人の職務を果すのに適当と判断するとき、彼等がそれに応じることができぬのに充分な期間をおいて、彼等を会議に呼び出させることができる。

第二十八条 かくして召集された血族および姻族は、自ら出席するか、または特別代理人によって代理させなければならぬ。

すべての血族および姻族、または複数の人が唯一人の代理人によって代理されることは、禁止される。

第二十九条 定められた期間内に通達しないことは、会議およびそれに続くすべてのことを無効にする。ただし、通告

書が通達されなければならなかったすべての人が会議に出席しないときは、この限りでない。

第三十条 会議は、治安判事の家または彼が適當と判断し、かつ、指定される他のすべての場所において、集会する。

會議は、治安判事のほかに、六人の会員の合議で決定する。治安判事は、すべての場合に會議を司會し、かつ、議決権をもつ。意見が分れた場合、彼が裁決権をもつ。

第三十一条 さぎに決定された距離をへだてて居住している血族がこの数に達しないときは、友人によって、友人のないときは、治安判事の指名する隣人によって、補充される。

治安判事の命令は、友人または隣人の一人一人に傳達される。傳達は、彼等自身に対してなされなければならない。それでなければ、無効である。

第三十二条 適法に召集されながら會議に出席しない血族、友人、隣人は、前条にのべられた方法に従って、代えらるる。

第三十三条 さぎに決定された親等をもち、かつ、距離をへだてている未成年者の血族または姻族のないときは、會議は、友人および隣人によって構成される。それは、治安判事による職権で召集される。

しかしながら、會議がかくして召集された場合において、第二十七条に定められた資格をもつある血族が存在し、呼び出されていなかったことが示されたとき、治安判事は、彼が呼び出されるよう命令し、かつ、會議を延期する。

第三十四条 後見から除斥された血族、友人または隣人は、會議に呼び出されることができない。彼が評議に加わったときは、無効となる。

第三十五条 未成年者に後見人がないとき、彼に対して行使できる権利をもつすべての市民は、治安判事に対し、後見の選定を請求することができる。治安判事は、それにとりかかる。申請者は、費用を前払いし、後見人に対して返還を請求する。

第三十六条 親族会は、つねに未成年者に後見監督人を選定する。後見監督人の職務は、未成年者の利益が後見人のそれと相反するとき、未成年者の利益のために行為するにある。

彼は、後見の欠ける場合、後見人に代わることはない。後見人は、後見監督人の選定のための議決権をもたない。後見人に代わる場合、後見監督人は、彼の責任において、それを請求しなければならない。

彼の職務は、未成年者の後見解除によって終了する。

第三十七条 未成年者の財産の一部が彼の住所からきわめて遠い県にある場合において、親族会がこの財産のために特別管理人を選定するとき、後見人は、一般的管理を引き受けることができない。

第三十八条 未成年者が財産を植民地に所有している場合、そこに居住する彼の血族、そのないときは、彼の隣人、友人は、後見人の選定にとりかかるため、親族会に集まる。第三十九条 植民地で選定された後見人は、そこで未成年者に掃属している財産に限って、管理する。彼は、植民地に居住している未成年者の身上およびそこにある財産に関する権利および訴権を行使する。

第四十条 後見人および特別管理人は、相互に独立である。各自は、単独で彼の管理行為について責任を負う。

第四十一条 親族会を援助するため召集された多数の人がいるとき、なにびとも、後見、後見監督人の職務を引き受けよう強制されることができない。

第四十二条 後見人は、その選定が彼の出席のもとになされたときは、選定の日から、この資格において管理し、行為する。

それでないときは、選定が彼に通知された日からとなる。第四十三条 後見は、これらの時期のいずれから起算して、彼の負担である。

第四十四条 通知は、親族会を召集した人の請求により、彼自身に対し、または住所になされる。

第四十五条 後見は、後見人の個人の負担であり、後見人の相続人には及ばない。しかしながら、この相続人が成年であるとき、彼等は、新たに後見人が選定されるまで管理し、かつ、それについて責任を負わなければならない。

(四) 後見人免除の原因

第四十六条 法は、左の者に後見を免除する。元老院議員、代議院議員、法制局職員、共和国領事、参事院議員、大臣、国家会計検査委員、国家財政委員、共和国の領土外で政府の使命を行う人、破毀院判事、破毀院付の政府委員およびその代理人、他の裁判所付の政府委員およびその代理人、治安判事。

第四十七条 前条に列挙された公務の一つを履行すべく要求される後見人には、更任が用意される。そして、後見の免

除は、この職務の満了によって、終了する。

第四十八条 後見の選定るとき、六十五才に達している人は、承諾することを免除される。しかし、後見の行使中にこの年令に達したときは、辞職を許されることができない。

第四十九条 重大、かつ、正当な理由によって廃疾者となつた市民は、後見を免除され、この廃疾が彼の選定後に生じるときは、免責されることができ。

後見の免責は、選定と同様の方式によって行われる。

第五十条 三つの後見を課せられている人は、後見を免除され、また配偶者および父であるときは、一つの後見であっても、免除される。

親族会は、同様に、配偶者および父でない場合でも、きわめて重要であり、かつ、負担が重いと判断するときは、一つの後見のみ課せられている人を免除することができ。

第五十一条 後見が付託される場合、後見人に選定されることを望む人が、彼の利益または彼の仕事に関して、未成年者の住所から六十万メートル以上はなれた地に居所を定める必要のある約束をするとき、彼は、後見を免除されることのできる。しかし、このような居所を変更する義務が後見中に生じるとき、後見を辞職することが許されない。

第五十二条 現役の共和国防衛者（軍人）は、後見を免除される。

彼等がすでに現役であり、後見を承諾しないときは、免除させることができる。

第五十三条 後見のとき、五人の嫡出子をもつ家族の父は、それを承諾することを免除される。

懐胎されており、まだ産まれていない子は、数に入れな

い。
共和国の軍隊において死亡した子は、この数に算入する。
死亡した子より産まれた幼児は、同様に算入する。一人の息子または娘の複数の子は、一人に限って算入する。

後見中に子が出生したため、後見を辞職することが許されない。

第五十四条 選定された後見人が出席し、または代理人によって代理されるとき、辞職の理由は、親族会によって直ちに提議され、判定される。

後見人が出席しないとき、彼の選定の通知の日から起算して一週間以内に召集された親族会によって、行われる。

辞職理由の許可または拒否には、理由を付けなければならない。辞職理由は、さきに定められた期間後、もはや提

議されることができない。

しかしながら、親族会が召集される場合に、後見人が住所に不在であり、この理由で出席せず、彼の選定の通知の日も不在であったとき、彼は、おそくとも四週間以内に、辞職理由をそこに提議するため、新しい会議を召集することができ。

辞職理由が正当であり、かつ、彼の不在のゆえに選定された後見人によって証明されるとき、許可されることができ。

(六) 後見の除斥および免職

第五十五条 法は、左の者に後見を除斥する。未成年者―父または母を除く。

母および祖母または曾祖母を除く女性。両親はもとより、その人と未成年者の間に、未成年者の身上、財産または財産の重要な部分に関する訴訟が行われているすべての人。

未成年者と父または母、後見を要求する人の兄弟または姉妹との間に類似の訴訟が行われているときも、同

様である。

第五十六条 公知の不行跡により、未成年者の品性に危険な影響を及ぼし、または不都合な管理のため、無能力が証明される人は、後見人に選定されることはできないし、またすでに選定されている後見を免職されることができ。

第五十七条 この除斥または免職の原因は、父母はもとより、すべての後見人に適用される。

第五十八条 父または母の免職は、当然に、未成年者の財産の使用、取益権の喪失をとらぬ。

親族会は、免職が単純な無能力にもとづいて決定されるとき、後見のために子の監護を留保することができ。

第五十九条 後見監督人は、父母に対するときでも、後見人に対する免職の手続をとらなければならない。

免職は、また、未成年者のすべての血族によって請求されることができ。彼等のいない場合、未成年者の住所のカントンの行政部付の政府委員は、彼の知ることができた免職の原因を、彼の郡の治安判事に通知しなければならない。治安判事は、この目的のために召集される親族会に、それを付託しなければならない。

第六十条 後見人の免職は、選定を行うのと同様の方式によ

つて、宣告される。

第六十一条 後見人の除斥または免職を宣告する親族会の手
べての決議には、理由を付けなければならない。

第六十二条 親族会の決議は、いかなる許可も条件としない。
十日以内に準備する責任を負う利害関係当事者は、必要に
応じて、終審として判断する治安判事の控訴裁判所によつ
て、決議を取り消させ、または改正させることができる。

この期間は、出席する当事者のためには、親族会の議事
録の日付から起算し、それ以外の人については、該議事録
の通知の日から起算する。

決議の効果は、訴訟中、停止される。

第六十三条 控訴が提起された裁判所は、検察官を命じられ
た公務員の意見を聞いたのち、異議が提出された日から起
算して一カ月以内に宣告する。

訴訟は、順番に付議されない。それは、緊急、かつ、特
別の事件として、判決されなければならない。

第六十四条 後見人は、親族会の決議を改正させることを目
的とする訴訟の弁護に限って、責任を負わされる。

血族は、訴訟に加わる義務を負わない。

第六十五条 後見人が原告である場合において、除斥または

免職の事由または原因の宣告に關してるとき、後見監督
人は、弁護することを許可される。

(七) 後見人の財産管理

第六十六条 後見人は、未成年者の身上を監護する。

彼は、財産を管理する。

彼は、それを買入れることも、賃借することもできない。
ただし、親族会が質貸借について、後見監督人に許可を与
えたときは、この限りでない。

彼は、被後見人に対するいかなる権利または債権の譲渡
もうけることができない。

第六十七条 後見人は、善良なる家父として、管理しなけれ
ばならない。彼は、賢明なる管理によって避け、または回
復できたはずのすべての損害に限って、責任を負う。

第六十八条 後見人は、彼の選定が決定した日から起算して
十日以内に、封印が付されているときは、その撤去を要求
し、かつ、引続いて、後見監督人の面前において、未成年
者の財産目録の作成にとりかからなければならない。

第六十九条 父、母および他の後見人は、財産目録に記載さ

れたものに限って、責任を負う。ただし、彼等に個人的に横領の罪が問われ、それについて、未成年者において訴訟が準備されているときは、この限りでない。

第七十条 後見人は、未成年者が彼に対して負担しているものを、財産目録の中で言明しなければならぬ。それであれば、彼の債権を失う。

第七十一条 彼は、財産目録の閉鎖より十日以内に、それに含まれている動産の売却にとりかからなければならない。親族会によって、全部または一部、留保することを許可される場合は、この限りでない。

第七十二条 親族会が留保に適しないと判断するすべてのものは、後見人の提起により、後見監督人の面前において、競売により、かつ、売却調書に付記される掲示または公告のち、売却される。

第七十三条 前二カ条は、父母に共通である。

第七十四条 財産目録の直後、親族会は、未成年者の費用および財産の管理のために必要な費用を定めなければならない。

未成年者の養育、監護および教育の費用は、彼の収入を越えることができない。

しかしながら、親族会は、事情に応じて、父、母および他の後見人に対し、未成年者の動産の全部または一部を、彼の教育ならびに定業のために処分することを許可することができる。

第七十五条 後見人は、ただ一人で管理する。すべての行為は、彼の名において、未成年者の協力なしに、行われる。

第七十六条 後見人は、父母のいずれであるにせよ、未成年者の不動産を、親族会の許可なしに譲渡することができない。

彼は、この許可なしに、相続の承認も放棄もできない。

第七十七条 未成年者に起る相続の承認は、目録相続(限定承認)の利益のもとにおいてのみ、なされることができる。

第七十八条 親族会の許可を得て、後見人によって放棄された相続は、相続が他のなにびとによっても承認されていない場合限り、類似の許可を得て、後見人により、または未成年者が成年に達したとき、回復されることができる。

しかし、相続の回復は、公告のときの現状においてのみ行われ、相続が放棄され、かつ、相続人のない間に相続財産管理人に対して適法になされた売却その他の行為を取り

消すことができない。

第七十九条 未成年者になされる贈与は、親族会の許可を得て、後見人によってのみ、承諾されることが出来る。また、この場合、贈与は、未成年者に対して、成年者に対すると同じ効果をもつ。

第八十条 分割の手続をすること、借財すること、遊んでいる金銭を特定個人に使用させること、原告にせよ、被告にせよ、未成年者の不動産権を弁護することが問題になっている場合において、後見人は、親族会によって許可されなければならぬ。

第八十一条 後見人は、未成年者と共有の相続財産について、分割の請求を弁護することができる。しかし、親族会による特別の許可なしに、彼自身でそれを請求することができない。

第八十二条 未成年者が利害関係をもつすべての分割は、裁判所において行われなければならない。

それに先立ち、裁判所によって選任される専門家による評価が行われ、かつ、裁判所の面前に掲示されなければならない。

分割および分割による分け前の形成は、公正証書によつ

てなされることが出来る。

第八十三条 この方式によってなされた分割は、終局的のものであり、未成年者に対して、成年者の間の合意と全く同じ効果をもつ。

すべての他の分割は、仮りのものにすぎない。

第八十四条 未成年者の不動産は、譲渡することも、抵当権を設定することもできない。

有償または支払期日のきた債務の支払のため、

緊急に必要な修繕のため、

共同の使用・収益が競売換価を必要とし、または強制するとき、

未成年者が有益な職業または事業を手に入れるため、この譲渡が欠くことのできないものと判断されるとき、すべての場合において、未成年者に対して要求される競売換価を別として、後見人は、親族会によって許可されなければならない。親族会は、とくに売却されなければならない不動産を指示する。

この許可は、後見人によって提出された概算書により、未成年者の金銭、有価証券および収入では不十分であることが証明されたのち、はじめて与えられる。

第八十五条 カントンの行政部付の政府委員は、未成年者の不動産の譲渡に関する親族会の決議に呼び出される。この形式を欠くとき、決議は無効となる。

第八十六条 委員は、不動産の譲渡または前記の諸条に違反する抵当権設定を許可する親族会のすべての決議を、裁判所に付託しなければならない。それでなければ、未成年者の損害賠償を保証する。

第八十七条 前条の執行のため、カントンの行政部付の政府委員は、決議の抄本を民事裁判所付きの委員に提出する。彼は、破棄の手続をとらなければならない。

裁判所は、必要に応じて、破棄する。

第八十八条 売却は、公けに、財産のあるカントンの公証人の面前において、後見監督人の出席のもとに、かつ、カントンでいつも行われる場所に十日毎に三回なされた揭示のうちに、行われる。

揭示の貼付は、同じカントンの主たる行政部付の政府委員によって、証明される。各揭示の貼付は、特別の証明書によって証明される。

第八十九条 売却を許可する親族会は、各場合の必要に応じて、代価の支払時期を定めることができる。利息の約定に

ついても、同様である。

第九十条 未成年者の債権者は、彼の動産を検索したのちでなければ、不動産の強制収用を請求することができない。

第九十一条 この財産検索は、後見人によってなされる略式の後見の計算および子の財産を管理する父母によってなされる教育の計算の結果として生じる。

これらの計算または指示は、債権者によって要求されることができ。

彼等にそれを命じた判決によって定められた期間内に、父、母または他の後見人が債権者に通知しないとき、不動産の収用を訴追されることができ。ただし、父、母および他の後見人に対する未成年者の求償については、この限りでない。

第九十二条 前条に記述された計算は、必要に応じて、父、母および他の後見人に対する債権者の請求を受理した裁判所の面前に提出され、かつ、調査される。

(V) 後見の計算

第九十三条 後見人は、毎年、親族会に対して、管理の計算

をする。

第九十四条 この計算を精算するに当り、親族会は、それ以降、毎年の未成年者の費用および彼の財産を管理するために必要な費用を定める。

親族会は、必要に応じて、彼の収入の超過分の利用を命令する。

第九十五条 後見の性質により、またはそれが重要性に乏しいことにより、親族会が毎年の計算の費用が未成年者にとって余りにも負担になると判断するときは、後見人の選定に当り、彼が計算する夫婦を定め、かつ、後見の満了のときに限り、計算を義務づけることができる。

第九十六条 後見人の行う計算は、三種類から成る。

第一は、収入。

第二は、費用。

第三は、取戻（回収）―後見人によって取戻されることのできる目的物について存する。

第九十七条 毎年の計算に当って、後見人が親族会によって命じられている利用を怠ったとき、利用しなければならぬ金額に利息をつけなければならない。かつ、この利息は、三千フランの金額に達するとき、新たな利息を生じる。

第九十八条 後見人が毎年の計算を強制されていない場合において、千フランの金額に達するとき、遊んでいる金額を

直ちに利用しなければならない。後見人がそれを怠るとき、彼は利息を付けなければならない。かつ、この利息は、同じ千フランの金額に達するとき、新たな利息を生じる。

第九十九条 後見人には、家族により、充分な証拠物件で立証された費用に限って、支給される。

第一百条 親族会によって命じられていない未成年者の財産管理および扶養の費用は、それらが予想外、かつ、有用なものと判断されるときに限って、後見人に支給される。

後見人には、未成年者の訴訟事件に必要とされる旅行のための単なる出費に限って、支給される。

ただし、後見人以外の人を使用する必要がある旅行の費用は、親族会において定められる。

第一百一条 後見の計算は、未成年者の費用について行われる。後見人は、費用の前払いをうける。

第一百二条 後見人によって正当な残金と定められる金額は、計算の終結のときから起算して、当然に利息を生じる。

未成年者から後見人に支払うべきこの利息は、支払うべき金額を定める計算監査判決の通知の日から起算する。

第百三条 合意のうでなされた後見人の免責に関するすべての協定は、前示の方式によってなされた計算について、未成年者が成年に達したのちになされたものに限り、有効である。

この協定は、証拠書類の引渡、残金の支払または任意の金額の記載を含むすべての条項が真実であると信じて、原告がその計算をし、拒否されたとき、それが確認されることを期待しているにもかかわらず、無効である。

第百四条 後見の進行中に親族会によってなされる決議に協力した人、または正式にそこに召喚されたかのように、該決議に当然に協力する人は、以下の場合において、後見人の管理を保証し、かつ、それについて責任を負う。

- ① 彼等が財産目録の作成にとりかからなかったとき、
- ② 未成年者の事業がそれを要求しないのに、彼等が借財または抵当権設定を許可したとき、

- ③ 第八十四条によって規定された以外の場合に、彼等が不動産の売却を許可したとき、

- ④ 彼等が第九十三条および第九十五条によって規定された後見人の計算を要求しなかったとき。

第百五条 後見人に対する未成年者の訴権および前条によつ

て定められた保証に関する訴権は、成年に達した日から起算して、十年の時効によって消滅する。

第百六条 未成年者の不動産のすべての譲渡、彼の財産に設定されたすべての抵当権、および後見人により、前記第七条に定められた方式および条件に従わずになされたすべての借財は、無効であり、未成年者によって攻撃されることのできる。未成年者は、彼の利益になる金銭のみを回収し、なければならぬ。この訴権は、成年のときから起算して、十年の時効によって消滅する。

第百七条 未成年者の行為に関して重大な不満の原因をもちながら、あやまちを阻止し、または濫用を制止することの全くできない後見人は、彼の苦情を親族会に提出し、かつ、親権の章において、この目的のために定められたところに従い、未成年者を矯正院に入れることを請求することができる。

第二節 親権解除

第一条 未成年者は、十八才に達したとき、または婚姻するとき、親権を解除され、かつ、彼の財産の自由な管理を享

有することができる。

第二条 親族会は、未成年者が彼の事業を行うために必要な精神的成熟を得ていると判断するとき、十八才以前に彼の財産を自由に管理させることができる。

第三条 親権解除のすべての場合において、未成年者は、彼の不動産を譲渡し、入質し、また抵当権を設定することができないし、夫婦財産契約によつて彼が夫婦となる人の利益にならないときは、動産または不動産を生前贈与によつて処分することもできない。

彼は、原告にせよ、被告にせよ、親族会によつて許可されない限り、不動産上の訴のために訴訟することができない。

親族会は、裁判に關して彼を援助させるため、財産管理人を付与する。

すべての他の事項に關して親権を解除された人は、成人者と同視される。

第四条 親族会によつて、工芸に従事し、または商業を営むことを許可された未成年者は、取引の実行に關して、成人者とみなされる。

第五条 被後見人が二十五才に達する以前に、後見人と被後

見人、被後見人と後見人の息子または娘との間では、婚姻を締結することはできない。ただし、後見人はもとより、婚姻が企てられている被後見人の息子もその会員でない親族会によつて、婚姻がとくに許可される場合は、この限りでない。

第六条 親族会は、予備的に計算され、監査される後見の計算後に限つて、前条に記述された許可を与えることができる。

第七条 前二カ条に違反する婚姻は、無効である。